

野焼きは法律で禁止されています

野焼きは、「一部の例外」を除き法律で禁止されています。違反すると5年以下の懲役、1千万円以下の罰金のいずれか、またはその両方が科せられます。

■一部の例外

- 国または地方公共団体が施設の管理のために必要な廃棄物の焼却
- 震災・風水害・火災等の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却(どんど焼きの門松など)
- 農業、林業または漁業を営むために、やむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 日常生活を営むために、通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

※一部の例外にあたる焼却であっても、最小限にとどめ、ビニール・プラスチック類が混ざらないように注意してください。

☎環境課 (☎ 82-1144)

第2回 津布田小学校学校公開見学会

津布田小学校は令和4年3月31日に閉校を迎えます。懐かしの校舎を見学して、当時を振り返りませんか。メッセージボードの作成も行いますので、写真を持参できる人はお願いします(写真は返却できません)。卒業生、保護者、地域のみなさん、ぜひこの機会にお越しください。お待ちしております。

- 日時 11月6日(土)
13:00～15:00



※変更の場合は津布田小学校ホームページでお知らせします。

☎津布田小学校 (☎ 76-0109)

資金貸付制度

■県・市町中小企業勤労者小口資金貸付制度

- 対象 中小企業労働者で県内に居住し、同一事業所に1年以上勤務し、市税を完納している人
- 資金使途 大学教育資金、育児・介護休業資金、冠婚葬祭・療養資金、生活向上資金、災害資金
- 貸付利率 年1.61% (保証料別途)

■県・市町離職者緊急対策資金貸付制度

- 対象 次のすべてに該当する人
 - ・県内に居住する人
 - ・離職時の事業所に1年以上勤務していた人
 - ・離職を余儀なくされた勤労者(雇用保険受給資格者または雇用保険受給資格者であった人)で、離職後1年以内の人
 - ・現に離職していて、ハローワークで求職活動を行っている人(確認書類として雇用保険受給資格者証等の証明書が必要)
 - ・返済能力のある人
- 資金使途 大学教育資金、住宅資金償還金、冠婚葬祭・療養資金、災害資金、一般生活資金
- 貸付利率 年1.0% (保証料別途)
- 保証人等 連帯保証人1人(申込人と別生計の人)と(一社)日本労働者信用基金協会の債務保証を受けることが必要

※貸付限度額や期間等、詳しくはお問い合わせください。

※貸付にあたっては、中国労働金庫の審査があります。

☎商工労働課 (☎ 82-1150) 県労働政策課 (☎ 083-933-3210)

🌐中国労働金庫 (☎ 83-2268)

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間 11月12日(金)～18日(木)

配偶者からの暴力や職場でのハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる人権問題について、平日に電話相談を受け付けています。期間中は、受付時間を延長し、土・日曜日にも相談を受け付けます。

■女性の人権ホットライン

- ☎ 0570-070-810 (全国共通ダイヤル)
- 強化期間中の受付時間
平日 8:30～19:00
土・日曜日 10:00～17:00
- ☎山口地方法務局人権擁護課 (☎ 083-922-2295)

庭木の手入れ・病害虫対策講習

- 日時 11月27日(土)
9:00～11:30 (小雨決行)
- 場所 東沖緑地 (8:50までに管理棟前に集合)
- 内容 講習、実技演習

- 受講料 無料 (申込不要)

※植木ばさみ、刈り込みばさみをお持ちの人は持参してください。

☎都市計画課 (☎ 82-1162)

11月は 子供・若者育成支援強調月間

子どもや若者の健やかな成長のため、子どもたちへの声かけなど、温かい見守りをお願いします。

■ヤングテレホンさんようおのだ

電話、E-mailなどで青少年やその保護者等の相談を受け付けています。(訪問可)

☎ 84-2000 (はよーにおでんわを)
✉ youngtel@city.sanyo-onoda.lg.jp

- 受付時間 平日8:30～17:00

■青少年育成センター

地域での青少年の健全育成・非行防止を目的に、教員や関係機関、地域の代表143人が補導員となって、街頭補導活動や声かけを行っています。

☎社会教育課 (☎ 82-1205)